

先端低炭素設備導入促進補償制度推進事業交付要綱、実施要領及び『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表

令和6年9月末現在

1. 基金の概要

基金(事業)の名称	先端設備等導入促進補償制度推進基金 (先端低炭素設備導入促進補償制度推進事業)
法人名	一般社団法人低炭素投資促進機構
基金額(国庫補助金相当額)	3,758百万円(3,758百万円)
基金事業の目的	民間事業者が財務負担の少ないリース手法を活用して先端低炭素設備の導入を促進することを目的とした事業。具体的にはリース業を営む事業者がリース期間満了後、リース物件を売却した際の損失の1/2をリース物件の購入価額の5%を上限に補填を行う。リース業を営む事業者にとって市場や需要の拡大のペースを見極めることが難しい先端低炭素設備への取り組みを促進することで、民間事業者の先端低炭素設備への大胆な投資を促す。
基金事業の概要 (見直し対象となる融資等業務(※1)を行っている場合は、その概要)	先端低炭素設備導入促進補償制度推進事業とは、民間事業者がリース手法を活用して、先端低炭素設備を導入しようとする場合、リース事業者と基金設置法人が「先端低炭素設備導入支援契約」を締結することで、リース期間満了後の当該物件の売却に係る損失を軽減するもの。基金の構成はリース期間満了時において、リース事業者がリース対象物件を売却した際に見積残存価額を下回る金額でしか処分できなかった場合に、その下回った金額の一部を補填するための損失補填費と、業務管理にかかる事務費となっている。
基金事業を終了する時期	【新規申請受付の終了時期】 令和4年3月31日 【基金事業の終了予定時期】 新規申請受付を終了し、損失補填が発生する可能性のあるリース期間満了後の売却期間まで支出の見込みが無いこと、支援契約数が少なく損失補填による支出見込みも少額であったことから、管理費等の合理化を図るため、同基金である「リース手法を活用した先端設備等導入促進補償制度推進事業」へ支援契約を移管し、本基金事業については令和6年3月で廃止した。
次回の見直し時期	—
基金事業の目標	先端低炭素設備1,500億円以上の新規投資を促す。

2. 見直し結果

項目	講ずる措置
実施した見直しの概要 (平成18年8月15日閣議決定、平成20年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等(※2))	損失補填が発生する可能性のあるリース期間満了後の売却期間まで支出の見込みが無いこと、支援契約数が少なく損失補填による支出見込みも少額であったことから、管理費等の合理化を図るため、同基金である「リース手法を活用した先端設備等導入促進補償制度推進事業」へ支援契約を移管し、本基金事業については令和6年3月で廃止した。
目標達成の評価	当該事業については令和4年3月に新規受付を終了しており、1,500億円の設備取得価額の目標に対し未達であった。当時、コロナ禍で設備投資需要が落ち込むなかで、先端性かつ低炭素性を備える設備に限らない設備の導入に向けた補助事業等が創設・拡充されたことや、信用保証を伴う借入の活用等により、銀行の与信枠の温存が実現したことで、リースの活用メリットが薄まるなど、複合的な要因が作用した結果、相対的に、リース手法を活用した本基金の制度利用が伸び悩んだものと評価
基金の保有割合	—
基金の保有割合の算出	—
使用見込みの低い基金等の該当の有無	無

使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果	令和4年3月末に新規申請受付を終了し、損失補填が発生する可能性のあるリース期間満了後の売却期間まで支出の見込みが無いこと、支援契約数が少なく損失補填による支出見込みも少額であったことから、管理費等の合理化を図るため、同基金である「リース手法を活用した先端設備等導入促進補償制度推進事業」へ支援契約を移管し、本基金事業については令和6年3月で廃止した。
その他	

3. 運用方法

科目	当該運用資産を選択している理由	金額(単位:百万円)
預貯金		
短期・長期信託		
有価証券		
国債		
政保債、地方債		
その他社債等		

4. 執行状況

(単位:百万円)

			令和5年度	令和6年度見込み
収入	国費	運用収入	-	-
		補償料収入	0	-
	国費以外	出資等	-	-
		運用収入	-	-
		その他	-	-
	前年度繰り越し		4	-
	(マイナス)返納額		-4	-
	合計(a)		0	0
(事業費等支出)	支払補償金	-	-	
	管理費(※3)	-	-	
	合計(b)	0	0	
基金残高(a-b)		0	0	
出資残高		-	-	
貸付残高		-	-	
債務保証残高		-	-	

<交付額等>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
契約件数	-	1	-
契約金額(百万円)	-	72	-

※1「見直し対象となる融資等業務」とは、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)第14条第3号に該当する融資等業務をいう。

※2「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定)、「補助金等の交付により造成した基金の見直しについて」(平成20年12月24日 行政改革推進本部)

※3支出先は当法人及び事務局